



被災者の気持ちに寄り添う支援を申し入れ

— 避難所(教室)で、話や要望を聞き取り —

第2弾



広島県に申し入れ

8月25日 広島県秘書課長が対応



県営住宅から避難されました

8月22日に避難場所の学校の教室にて

広島市災害対策本部への二回目の申し入れ項目

●学校が避難所になっている場合について

- ア、夏季休業終了後の学校の始業は、避難住民の実態なども考慮して検討してください。
- イ、避難所での電話の対応を、教職員がおこなっている実態があります。緊急の携帯電話の配置などをおこなって、電話対応の職員の配置をしてください。
- ウ、トイレの洗剤や掃除用具、印刷用紙など学校の在庫では、限りがあるので、こうした備品や消耗品は、災害対策ですすめてください。
- エ、安佐南区、安佐北区以外の地域でも土砂崩れ等の被害が発生していることから、市内すべての通学路の安全確認を急いでください。

●今後の生活再建に関して

元の家に帰るのか帰れないのか判断に時間がかかることが予想されます。

- ア、長期化する避難所の生活への対応について、間仕切りなどでプライバシーの配慮や洗濯や入浴の配慮・トイレなどの整備を進めてください。
- イ、公営住宅空き家利用や民間住宅の借り上げは、半年でなく長期の対応をしてください。
- ウ、上記だけでは、対応できないことが予想されますので、仮設住宅の検討も急いでください。仮設住宅の設置に当たっては、長期化を想定し、東日本大震災の教訓をふまえたものにしてください。
- エ、被災者が被災した地域に戻るかどうかの判断には、専門家等による「安全宣言」が不可欠です。行政の責任で安全宣言が出せるような調査、対応、情報提供をすること。